

取引所為替証拠金取引（立花くりっく365）約款 新旧対照表

※下線部分変更

変更後	変更前
<p>第27条 契約の解除</p> <p>下記の事項のいずれかに該当する場合は、お客様との間の本取引を解除し、本取引口座も解約できるものとします。但し、解除時において、お客様に本取引の保有ポジションが残存する場合は、<u>当該ポジションを当社が反対売買いたします。</u>又、本約款に基づく債務が残存する場合は、必要な限度において本約款が適用されるものとします。</p> <p>(1) お客様が本取引の解約を申出たとき。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項及び法令のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき。</p> <p>(3) お客様が第31条に定める本約款の変更に同意しないとき。</p> <p>(4) お客様又は当社がストックハウス口座の解約の申出をしたとき。</p> <p>(5) 前各号の他、<u>本取引サービスの中止、終了等のやむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。</u></p> <p><u>(6) お客様の年齢が満85歳に達したとき。</u></p> <p><u>(7) お客様が第4条第1項第6号の要件を満たさなくなったとき。</u></p> <p><u>(8) お客様が社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申出たとき。</u></p> <p><u>(9) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、又は虚偽の風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害した場合に、当社がお客様に解約を申出たとき。</u></p>	<p>第27条 契約の解除</p> <p>下記の事項のいずれかに該当する場合は、お客様との間の本取引を解除し、本取引口座も解約できるものとします。但し、解除時において、お客様に本取引の保有ポジションが残存する場合又は本約款に基づく債務が残存する場合は、必要な限度において本約款が適用されるものとします。</p> <p>(1) お客様が本取引の解約を申出たとき。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項及び法令のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき。</p> <p>(3) お客様が第31条に定める本約款の変更に<u>お客様が</u>同意しないとき。</p> <p>(4) お客様又は当社がストックハウス口座の解約の申出をしたとき。</p> <p>(5) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
(令和元年10月)	(H25.6)